

平成30年5月31日

第 5 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：平成30年5月31日（木） 午後2時00分

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

付議事項

- 議案第 24 号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第 25 号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第 26 号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第 27 号 非農地証明申請について
- 議案第 28 号 相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請について
- 議案第 29 号 平成30年度呉市農業委員会活動計画（案）について
- 議案第 30 号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について
- 議案第 31 号 非農地通知の決定について

報告事項

- 第 1 号 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 第 2 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

その他

出席委員

- | | | | |
|-------------|------------|------------|------------|
| 1 番 生田 政行 | 2 番 横段 登 | 3 番 池田 勝憲 | 4 番 倉本 寛 |
| 5 番 水場 守信 | 6 番 向井 幸弘 | 7 番 林 武彦 | 8 番 亀山 博司 |
| 9 番 今井 満 | 10 番 上田 勝則 | 11 番 長迫 秀 | 12 番 本末 満 |
| 13 番 灰原 松二 | 14 番 大道 正孝 | 15 番 秋光 貴志 | 16 番 土井 光弘 |
| 17 番 西田 小百合 | | | |

欠席委員

- 18 番 石田 尚則
- 19 番 北村 正次

事務局

平川事務局長 大番事務局次長 上川課長補佐 須賀課長補佐 庭月野主査 田村副主任

(午後2時)

議長（横段）：本日、北村会長が公務出張のため、会長職務代理者のわたし 横段が議長をつとめます。ご協力をお願いします。

それでは、出席者が過半数に達していますので、ただ今から平成30年第5回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、3番 池田委員、4番 倉本委員を指名します。なお、本日の欠席通知は、18番 石田委員、19番 北村委員から出ています。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取り扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配布は「議案書」、資料1「平成30年度呉市農業委員会活動計画（案）」、資料2「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」です。また、本日、資料3「非農地通知の決定について」及びJA広島ゆたかの広報第128号、第129号、全国農業図書のパンフレットを配付しています。また、資料2の「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」に誤りがありましたので、修正後の資料2を配付しています。ありますでしょうか。

議長：はい。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、上畑町〇〇〇番、地目は畑、面積は198㎡の第2種農地です。

申請の事由は、譲渡人は高齢で耕作困難なため譲受人に売却するもので、譲受人は自作地に隣接した申請地を購入し、農業経営の規模拡大を図るものです。

営農計画は、果樹栽培を行う予定です。

経営面積は、自作地が25アールありますので、中央地区の下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

西田委員：17番 西田です。申請地は、平原浄水場からかなり山側に上がったところにある農地です。譲受人は、自宅周辺に農地をもっており、これに隣接する申請地を取得しようとするものです。以前は竹藪であったとのことですが、重機等を使い、写真のとおりきれいに整地されており、栗などの果樹を作付けするということで問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、蒲刈町田戸字大西〇〇〇番〇、地目は畑、面積は202㎡の第2種農地です。

申請の事由は、譲渡人は高齢で耕作困難なため所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲り受け、農業経営の規模の拡大を図るものです。

営農計画は、野菜栽培を行う予定です。

経営面積は、自作地だけで26アールありますので、蒲刈地区の下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

灰原委員：13番 灰原です。現在、野菜を作っており、一部には梅を植えている。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、蒲刈町宮盛字段原〇〇〇〇番ほか5筆、地目は畑、面積は合計で1,419㎡の農振農用地区域内の農地です。

申請の事由は、譲渡人は高齢で耕作困難なため貸借権を設定するもので、譲受人は申請地を借り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。

営農計画は、柑橘栽培を行う予定です。

経営面積は、耕作地だけで311アールありますので、蒲刈地区の下限面積10アールを満たしています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

灰原委員：13番 灰原です。周辺でレモン等を栽培している法人が借り受けるもので、すでにレモン等を植えている。よろしくご審議をお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

本末委員：12番 本末です。法人の代表者の名前が間違っている。

事務局：申請書を確認したところ、ご指摘のとおりでした。議案書をそのように訂正します。申し訳ありませんでした。

議長：そのほかに、ご質疑、ご意見ありませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は許可と決定します。

議長：4番について事務局の説明をお願いします。

事務局：4番の申請地は、豊町久比字片山〇〇〇〇番〇ほか1筆、台帳地目は畑及び山林、現況地目は畑、面積は合計で204.82㎡の農振農用地区域内の農地です。

申請の事由は、譲渡人は高齢で耕作困難なため所有権を移転するもので、譲受人は申請地を譲り受け、農業経営の規模拡大を図るものです。

営農計画は、柑橘栽培を行う予定です。

経営面積は、自作地だけで36アールありますので、豊地区の下限面積30アールを満たしています。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

土井委員：16番 土井です。譲渡人と譲受人は親戚関係にあり、譲渡人が高齢で施設に入っているため譲受人が10年ほど管理していたものです。現在、レモン栽培をしており、何ら問題はない。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：5番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：5番の申請地は、豊町久比字畑中〇〇〇番ほか5筆、地目は畑、面積は合計で933㎡の農振農用地区域内の農地です。

申請の事由は、譲渡人は高齢で耕作困難なため所有権を移転するもので、譲受人は小作地を譲り受け、農業経営の安定を図るものです。

営農計画は、柑橘栽培を行う予定です。

経営面積は、耕作地だけで35アールありますので、豊地区の下限面積30アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

土 井 委 員：16番 土井です。4番と譲渡人が同じですが、3年前に貸借契約で譲受人が実際耕作していたが、譲渡人が高齢で耕作できないため、今回売買することになったものです。何ら問題ない。よろしくご審議願います。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第25号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、郷原町字西岡条〇〇〇〇番、地目は田、面積は145㎡の第2種農地です。

転用の目的は、駐車場として利用するものです。

規模等は、家族及び来客用の駐車場2区画として利用する計画です。

しかしながら、写真でもお分かりのように既に駐車場として利用されているため、農地法に基づき手続きが事後になった旨の始末書添付での申請となっています。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

倉 本 委 員：4番 倉本です。写真のとおり、コンクリートで固められており、今さら農地ということとはできない。やむを得ないと思う。ご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、安浦町大字三津口字古城〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計で135.45㎡の第2種農地です。

転用目的は、貸資材置場として利用するものです。

規模等は、コンクリート資材10㎡を置く計画です。

しかしながら、写真でもお分かりのように、既に貸資材置場として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっています。

関係法令については、「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されていません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今 井 委 員：9番 今井です。写真のとおり、駐車場または資材置場として使われており、やむを得ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：つぎに、議案第26号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、栃原町字東谷下〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計で1、

196㎡の第2種農地です。

転用の目的は、太陽光発電設備として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、太陽光パネル228枚、発電容量44kwを設置する計画です。

関係法令については、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく再生可能エネルギー発電設備の事業計画の認定申請中です。その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要です。

なお、本件については、経済産業省の再生可能エネルギー発電事業計画の認定にあわせ許可することとしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

西田委員：17番 西田です。申請地は、栃原町の水田地帯の中にある農地2筆です。草刈り等の管理はされていますが、農地としての利用はされていません、写真のとおり水路に面しており、かつ高低差もあり、雨水はこれに排除する計画で、問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、太陽光発電設備に関する事業計画の認定にあわせ許可すると決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は事業計画の認定にあわせ許可すると決定します。

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、川尻町原山1丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は1,290㎡の第2種農地です。

転用目的は、太陽光発電設備として利用するため、賃借権を設定するものです。

規模等は、太陽光パネル288枚、発電容量49.5kwを設置する計画です。

関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画の認定済みで、その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

亀山委員：8番 亀山です。写真の申請地の奥が野呂川で、排水はそれに流すということで、問題ないと思う。ご審議よろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定します。

議 長：3番と4番は譲受人が同一で、関連する案件ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、安浦町大字内平字山条〇〇〇番〇ほか3筆、地目は田、面積は合計で2,155㎡の第2種農地です。4番の申請地は、安浦町大字内平字山条〇〇〇番〇ほか1筆、地目は田、面積は合計で344㎡の第2種農地です。

転用目的は、太陽光発電設備及び駐車場として利用するため、所有権を移転するものです。

規模等は、太陽光パネル268枚、発電容量49.5kw及び駐車場4区画を設置する計画です。

関係法令については、再生可能エネルギー発電事業計画の申請済みで、その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要で、農振農用地区域には指定されていません。

なお、本件については、経済産業省の再生可能エネルギー発電事業計画の認定にあわせ許可することとしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

上 田 委 員：10番 上田です。写真の申請地の両側に川があり、排水に問題はない。譲渡人も高齢で耕作できないとのこと。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、3番と4番は太陽光発電設備に関する事業計画の認定にあわせ許可すると決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、3番と4番は事業計画の認定にあわせ許可すると決定します。

議 長：つぎに、議案第27号「非農地証明申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、安浦町三津口5丁目〇〇〇〇番ほか4筆、地目は田及び畑、現況は山

林、面積は合計で3,530㎡の第2種農地です。

申請の事由は、平成7年頃から耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

今井委員：9番 今井です。三津口5丁目の土地は、最近山林化したと思われるが、そのほかの土地は、それより以前から山林化していると思われ、近寄ることもできない状態でした。やむを得ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：つぎに、2番について事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、蒲刈町田戸字登々良〇〇〇番ほか3筆、地目は畑、現況は山林、面積は合計で1,386㎡の第2種農地です。

申請の事由は、平成元年頃耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

灰原委員：13番 灰原です。写真のとおり山になっている。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：つぎに、議案第28号「相続税納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明申請について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：本件は、「租税特別措置法」により認められた相続税の納税猶予に係るもので、相続人が税務署に申告し、申告した農地を引き続き耕作する場合、この一定部分の相続税額の納税が猶予されるもので、市街化区域内の農地については、相続税の申告期限の翌日から20年、農地を引き続き耕作することにより、猶予された税額の納税が免除されます。

この制度の適用にあたっては、平成17年4月1日以降の相続については、3年ごとに農業経営を行っている旨の継続届出書を税務署に提出する必要があるが、これに添付する書類として、農業委員会の「引き続き農業経営を行っている旨の証明」が必要となるため、今回証明申請をしたものです。

1番の調査地は、広町田2丁目〇〇〇〇番ほか2筆、登記地目は田、面積は合計で2,491㎡の第3種農地です。

平成26年8月28日に父が死亡し、相続税納税猶予の適用を受けたもので、現地は野菜、果樹が作付けされており、農地として適切に耕作されていました。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

倉本委員：4番 倉本です。写真のとおり、十分に管理されており問題ない。よろしくご審議お願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定します。

議 長：つぎに、議案第29号「平成30年度 呉市農業委員会活動計画（案）について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：資料1「平成30年度 呉市農業委員会活動計画（案）」をご覧ください。

「1 活動目標」では、農業委員会憲章を記載し主な業務を記載していますが、特に農地利用の集積化と、担い手の育成が重要になります。

「2 活動の基本計画」では、農地中間管理機構を活用した農地の集積化を進めるとしてあります。遊休農地対策で市農政部局と連携するとありますが、3月の総会で承認いただいた「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の中で呉市農業委員会独自の取り組みとして、農業委員、農地利用最適化推進委員39名で、1人1筆以上の解消に努めることにしています。これは1人がその担当地区内で1筆ということではなく、市内4つの地区ごとにこの目標を達成するというので、地区会ごとに重点地区を定めて取り組んでいただきたいと思います。

「3 具体的な活動計画」では、呉市農業委員として行う会議、業務等を記載していません。

「4 活動計画に係る目標数値の設定」については、つぎの議案第30号でご審議をお願い

いします。

「5 平成30年度当初予算」には、本年度の農業委員会の歳入、歳出の予算及び内訳を記載しています。

「6 平成30年度月別活動計画表」には、農地法に関する法令業務、農地パトロール、利用権設定に係る業務、研修等を、月別に配分しています。

7ページ、8ページには、農業委員会、農業委員会事務局の組織、構成を記載していません。よろしくご審議お願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ありませんか。

上 田 委 員：10番 上田です。中間管理機構を利用したいとする農地について、中間管理機構が扱いを決めたとき、農業委員に連絡はあるのか。

事 務 局：農地パトロールでの利用意向調査で中間管理機構を利用したいとの希望がある農地についてと思うが、現在まだ結果がきていない。だが、中間管理機構のアクションは必ず農業委員会を通じて行うものなので、所有者、農業委員に伝わるようにする。

議 長：そのほか、ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：（質疑・意見なし。）

議 長：ないようですので、本件は議案のとおりと決定してご異議ありませんか。

議 場：（異議なし。）

議 長：それでは、本件は議案のとおりと決定します。

議 長：つぎに、議案第30号「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局：資料2「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画」をご覧ください。

これは平成20年12月3日農林水産省の「農地改革プラン」の公表を受けて、農地の確保と有効利用を図るためには、農業委員会の役割が重要であることから、農業委員会が目標を定め、適正に事務を実施するため、平成21年度から、策定し公表することが義務化されています。

「1 農業委員会の状況」、総農家数等は農林業センサスの数値で、右側の認定農業者等は呉市農林水産課調べの数値です。耕地面積等は、国の作付面積調査やセンサス等の数値です。農業委員会の現在の体制は、新制度に移行する前と移行後の農業委員会の委員と農地利用最適化推進委員の内訳です。

「2 担い手への農地の利用集積・集約化」、現状及び課題は、これまでの集積面積は平成29年度の計画時の190.9ヘクタールに平成29年度中に増加した面積1.0ヘク

タールを加えた191.9ヘクタールです。平成30年度の目標は、過去2年間の平均値を目標とし、5ヘクタールとしています。活動計画は、委員がこれまで活動された事などを記載していますので、説明は省略します。

「3 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」、現状及び課題は、権利設定面積3,000㎡以上の方を対象にしており、平成29年度の新規参入者数は4件で面積は1ヘクタールです。目標及び活動計画は、目標を1経営体、目標面積は過去3年間の平均値として1ヘクタールとしています。

「4 遊休農地に関する措置」、現状及び課題は、管内の農地面積2,440ヘクタールに対し遊休農地132ヘクタールですので、合計面積は2,572ヘクタールで、遊休農地率は5.13%となります。遊休農地132ヘクタールは少ないと思われるでしょうが、これは再生が可能な遊休農地で、農地パトロールでは桃色に該当するものです。平成30年度の目標及び活動計画は、解消面積は「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を参考に2ヘクタールとしています。活動計画は、調査員数を39人、調査を7月から10月に実施し、とりまとめを10月、11月に行い、この結果に基づいて農地の利用意向調査を8月と1月、利用意向調査結果のとりまとめを9月と2月に行うとしています。この計画は国の示すもので、実際には随時行っていくことになります。

「5 違反転用への適正な対応」、現状及び課題は、実務上では違反転用は追認として処理していますが、この追認での許可は対象外とされていますので、違反転用面積は0としています。

なお、この活動計画は、本総会でご承認の後、広島県を經由して農林水産省農政局へ提出するとともに、呉市ホームページで公開することとしています。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ありませんか。

議 場：（質疑・意見なし。）

議 長：ないようですので、本件は議案のとおりと決定してご異議ありませんか。

議 場：（異議なし。）

議 長：それでは、本件は議案のとおりと決定します。

議 長：つぎに、議案第31号「非農地通知の決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：資料3「非農地通知の決定について」をご覧ください。平成29年度に行った農地パトロールの結果、倉橋町の農地、161筆、15.39ヘクタールについて、非農地として扱うため、議案として諮るものです。

- 議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ありませんか。
- 議 場：（質疑・意見なし。）
- 議 長：ないようですので、本件は議案のとおり非農地と決定し、所有者に通知する、と決定してご異議ありませんか。
- 議 場：（異議なし。）
- 議 長：それでは、本件は議案のとおり決定し、通知する、と決定します。
- 議 長：報告事項について、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局：議案書の10ページから13ページをご覧ください。市街化区域内の農地について、この1ヶ月間に「農地転用届出に関する専決処理規程」により受理したもので、10ページ農地法第4条の規定による届出が2件、11ページから13ページ農地法第5条の規定による届出が9件、計11件ありましたので、報告します。
- 議 長：その他、事務局からなにか説明事項はありますか。
- 事 務 局：ありません。
- 議 長：今までを通して、何かご意見、ご質問はありませんか。
- 議 場：なし。
- 議 長：ないようですので、次回の日程を申し上げます。
次回、平成30年第6回総会は、6月29日 金曜日 午後2時 から
場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。
- 議 長：以上で平成30年第5回呉市農業委員会総会を閉会します。
本日のご審議、ありがとうございました。

（午後3時）